

こ 成 安 第 4 5 号
7 教 参 学 第 5 2 号
令 和 8 年 3 月 3 0 日

各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市一時預かり事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市病児保育事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童健全育成事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市母子保健主管部(局)長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁成育局母子保健課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令 123 号）に基づき、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課され、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 72 号）に基づき、既存の教育・保育施設等と同様に子育て世帯訪問支援事業については都道府県、児童育成支援拠点事業については市町村への報告義務が課されている。令和 7 年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業についても、重大事故発生時の報告を求めている。

さらに、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、特定乳児等通園支援事業は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとなった。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 7 年 3 月 21 日付け、こ成安第 44 号・6 教参学第 51 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用してきた。

今般、自動車への置き去り事故を報告対象に加え、報告様式の追加及び見直しを行い、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 8 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第

95号)及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

また、産後ケア事業については、委託先で事故が発生した場合には委託元の自治体への報告等を行うこと。

このうち、重大事故及び自動車への置き去り事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の2から7までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園(特定教育・保育施設でないもの。)
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業
- (5) 特定乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- (6) 延長保育事業
- (7) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- (8) 子育て短期支援事業
- (9) 一時預かり事業
- (10) 病児保育事業
- (11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- (12) 子育て世帯訪問支援事業
- (13) 児童育成支援拠点事業
- (14) 認可外保育施設
- (15) 産後ケア事業(重大事故のみ)

3. 報告の対象となる事故の範囲

- (1) 重大事故
 - ア 死亡事故
 - イ 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
 - ウ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- (2) 自動車への置き去り事故

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下「安全装置」という。）の装備が義務付けられている自動車は以下のア及びイの双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下のアに該当する場合に報告すること。

ア 点呼等による所在確認の不実施による事故

イ 安全装置の不適切な運用や故障等による事故

4. 報告様式

別添1「教育・保育施設等事故報告書（重大事故）ver.6」及び別添2「教育・保育施設等事故報告書（自動車への置き去り事故）」のとおり。

なお、施設・事業者から報告を受けた自治体は、自治体コメントを記載した上、自治体確認シートの確認を行い、日付、個人名、病院名等の個人情報があれば、削除、黒塗り等により修正すること。

5. 報告期限

国への第1報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

6. 報告要領

別添3「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）、延長保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、児童育成支援拠点事業及び産後ケア事業

施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。なお、産後ケア事業の報告に当たっては、「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン（令和8年3月）」を参照すること。

- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）

施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

- (3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

(4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て世帯訪問支援事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

(5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村に通知すること。

なお、企業主導型保育施設は、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1又は別添2「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL：03-5253-4111(内線 2966)
・email：anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
・email：youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL：03-5253-4111(内線 2966)
・email：anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

・ email : toku-sidou@mext.go.jp

ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度。幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）

○ こども家庭庁成育局保育政策課（認可外保育施設担当室指導係）

・ TEL : 03-6858-0133

・ email : hoiku.safety-report@cfa.go.jp

※変更になりましたので、御注意ください。

エ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

・ TEL : 03-6861-0303

・ email : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

オ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業

○ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係

・ TEL : 03-6861-0224

・ email : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp

カ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

○ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係

・ TEL : 03-6861-0519

・ email : seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp

キ 産後ケア事業

○ こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係

・ TEL : 03-6862-0413

・ email : boshihoken.kakari@cfa.go.jp

ク その他、事故の報告等の制度全般

○ こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係

・ TEL : 03-6858-0183

・ email : anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp

(2) 施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1又は別添2「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。なお、3（1）及び（2）に該当しない消費者事故等の場合も、消費者安全法第12条第2項に基づく国への報告が必要となる場合は、消費者庁消費者安全課に報告を行うこと。報告に当たっては、「社会福祉施設等の利用に係る

消費者事故等の通知について（再周知）」を参照のこと。

第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。

○ 消費者庁消費者安全課

・ TEL : 03-3507-9201

・ email : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」
中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

【問合せ先】

- **事故の報告全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL：03-6858-0183
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）及び特定地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係
TEL：03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL：03-6734-2966
- **特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び一時預
かり事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL：03-6858-0078
- **延長保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL：03-6858-0048
- **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL：03-6861-0303
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支
援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL：03-6861-0224
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL：03-6858-0056
- **子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事
業）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL：03-6861-0519
- **認可外保育施設に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL：03-6858-0133
- **産後ケア事業に関すること**
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
TEL：03-6862-0413